

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月23日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆平成22年度の在職老齢年金の支給停止基準額について◆

厚生労働省のホームページにおいて、平成22年度の在職老齢年金の支給停止基準額が現在の48万円から47万円に改定される見通しであることが公表されました。(厚生労働省のホームページ『報道発表資料』をご参照ください。)

【参考】現在の在職老齢年金制度に係る支給停止の概要

- 60歳～64歳の方
 - ・ 賃金(ボーナス込みの月収)と年金月額合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止。
 - ・ 賃金が48万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金を停止。
- 65歳以上の方
 - ・ 賃金と厚生年金月額(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止。(基礎年金(定額部分)については全額支給となります。)

(注) 下線部分が48万円から47万円に改定される見通しであることが公表されたものです。

以上

